

都道府県衛生主管担当部（局）長 殿

一般財団法人 日本公衆衛生協会
理事長 松 谷 有希雄
(公 印 省 略)

「IHEAT (人材バンク)」の利用について (ご案内)

前略、各自治体の公衆衛生関係業務に携わっているみなさま方には、日頃から当協会の事業につきまして、全国衛生部長会、全国保健所長会、全国保健師長会、地方衛生研究所全国協議会などの活動を通じて、ご支援、ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、各都道府県公衆衛生主管部局のみなさま方には、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、長きにわたって、感染拡大の防止、医療提供体制の拡充など大変なご労苦を重ねられていることと存じます。

このような中、当協会におきましては、令和3年度健康危機緊急時対応体制整備事業として厚生労働省から助成を受けて、従前から国で行われていた、自然災害や感染症の拡大など地域に健康危機が生じた際、またはその恐れがある場合の広域的な応援派遣調整業務の一部や新型コロナウイルス感染症対策業務の拡大に伴って、自治体職員だけでの対応が困難な場合の支援態勢として、潜在保健師等の専門職を各学会等の協力を得て、各自治体で随時活用できるよう登録する「IHEAT (人材バンク) システム」(以下「システム」という。)を開発し、管理・運用することといたしました。

当該システムに登録される方々は、自治体職員以外の医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等の専門職の方々です。

システムへの登録については、メンバー利用規約に同意の上、それぞれの専門職の方々に登録していただきますが、個々の事情により、応援可能な自治体は複数で、支援可能な時期や期間も様々であることから、効率的でかつ有効に運用するためには、多くの自治体での活用が望ましいと考えております。

つきましては、是非当該システムの利活用をお願いいたしたく、別添のとおり、システム概要及び利用申し込み方法等についてご案内申し上げます。

○システム都道府県運用開始予定時期 令和3年7月上旬 ～

連絡先 申請書送付先

一般財団法人 日本公衆衛生協会

健康危機管理支援部/IHEAT 事務局 高桑・高岡

160-0022 東京都新宿区新宿 1-29-8

TEL 03-3352-4283 (直) FAX 03-3352-4282

iheat@jpha.or.jp

「IHEAT（人材バンク）」システムの概要

1. 趣旨

「IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）人材バンク」システムは、感染症の爆発的な感染拡大により、積極的疫学調査等の保健所業務が逼迫しその機能が十分に果たせない状況に陥り、自治体職員や他の自治体からの応援によっても対応が困難である場合に、あらかじめ自治体職員以外の専門職を確保しておくための「人材バンクシステム」であり、保健所活動の円滑な実施を確保し、さらなる感染症の拡大防止に資するものです。

2. システムの利用目的

- (1) 各都道府県等（ユーザー）での専門職（メンバー）の登録・管理
- (2) 感染症に関する専門的な研修及び修了証の発行、研修受講履歴の管理
- (3) 登録者の派遣シフト管理及び応援派遣履歴の管理
- (4) 国及び各自治体単位での IHEAT の利活用状況の確認

3. システムの機能と手続きの流れ

(1) 名簿登録機能と流れ

- ア、登録申請者から応援先の都道府県に登録の申請が行われます。
- イ、申請された都道府県で申請者に登録資格があるか確認を行います。
- ウ、前項で申込資格があると判断された場合に申込を承認します。
- エ、承認された専門職は以降、派遣対応可能とした各都道府県に名簿として登録され、利用可能な状態となります。

(2) シフト管理機能

- ア、都道府県は、派遣要請の業務内容、派遣先保健所、日時等を登録します。
- イ、派遣要請を行いたい登録者を条件で絞り込み、派遣要請通知を一括送信します。
- ウ、登録者が対応可能な業務内容、保健所、日時を回答します。
- エ、登録者から回答された情報を元にシフトを作成します。
- オ、作成したシフトを確定させると、対象の登録者に正式な依頼を通知します。
- カ、登録者が正式な依頼を確認し、承諾を行います。
- キ、承諾した登録者が派遣された際に、システム上で日報を記録します。
- ク、記録された日報を元に登録者の履歴管理、集計を行います。

(3) 研修機能

- ア、研修予定を登録します。
- イ、研修予定を公開し、対象者に一括で通知を発送します。
- ウ、研修受講を希望する希望者からの研修申込みを受け付けます。
- エ、研修申込みを承認します。
- オ、承認された希望者は、後日 e-learning 等による研修に参加いただきます。
- カ、研修完了後、修了証番号の発行と謝金の支払い履歴を登録します。

(4) その他サービス機能

- ア、任意の条件で抽出した登録者に対して一括メールが発送できます。
- イ、都道府県が独自に実施する研修機能を追加することができます。
- ウ、メールマガジン機能 等

4. 利用における権限の範囲

(1) 国（厚生労働省健康局健康課）

登録者全員の情報の閲覧

(2) 日本公衆衛生協会（健康危機管理支援部／IHEAT 事務局）

- ①ユーザーアカウントの発行
- ②システムの機能の追加・改善
- ③登録者全員の情報の閲覧、登録コードの発行

(3) 都道府県（ユーザー）

- ①都道府県内の保健所設置市及び特別区へ子ユーザーとしてのアカウントの発行
- ②都道府県への支援を希望者している登録者情報の閲覧
- ③登録申請者への、登録承認、登録コードの発行
- ④研修受講者の決定
- ⑤都道府県が独自に管理している専門職のシステムへの登録

5. システム利用の利点

- (1)一元管理された名簿を利用できます。
- (2)一定の条件を付して派遣要請をかけることができます。
- (3)派遣予定者のシフト管理ができます。
- (4)一括でのメール連絡が可能になります。
- (5)研修の実施を効率的に行うことができます。

6. 費用

本システムの管理・運営は一括して当協会で行っております。利用にあたっての費用は当協会が負担いたしますので、都道府県での利用料金は発生いたしません。ただし、通信費用はご負担いただきます。

7. システム利用申請手続き

当該システムの利用権限は各都道府県を対象に付与されますので、システムをご利用いただくにあたって、別添「ユーザー利用規約」をご確認いただき、別紙の申請書により、当協会あてご提出ください。

（※「ユーザー利用規約」は日本公衆衛生協会ホームページからもご覧いただけます）

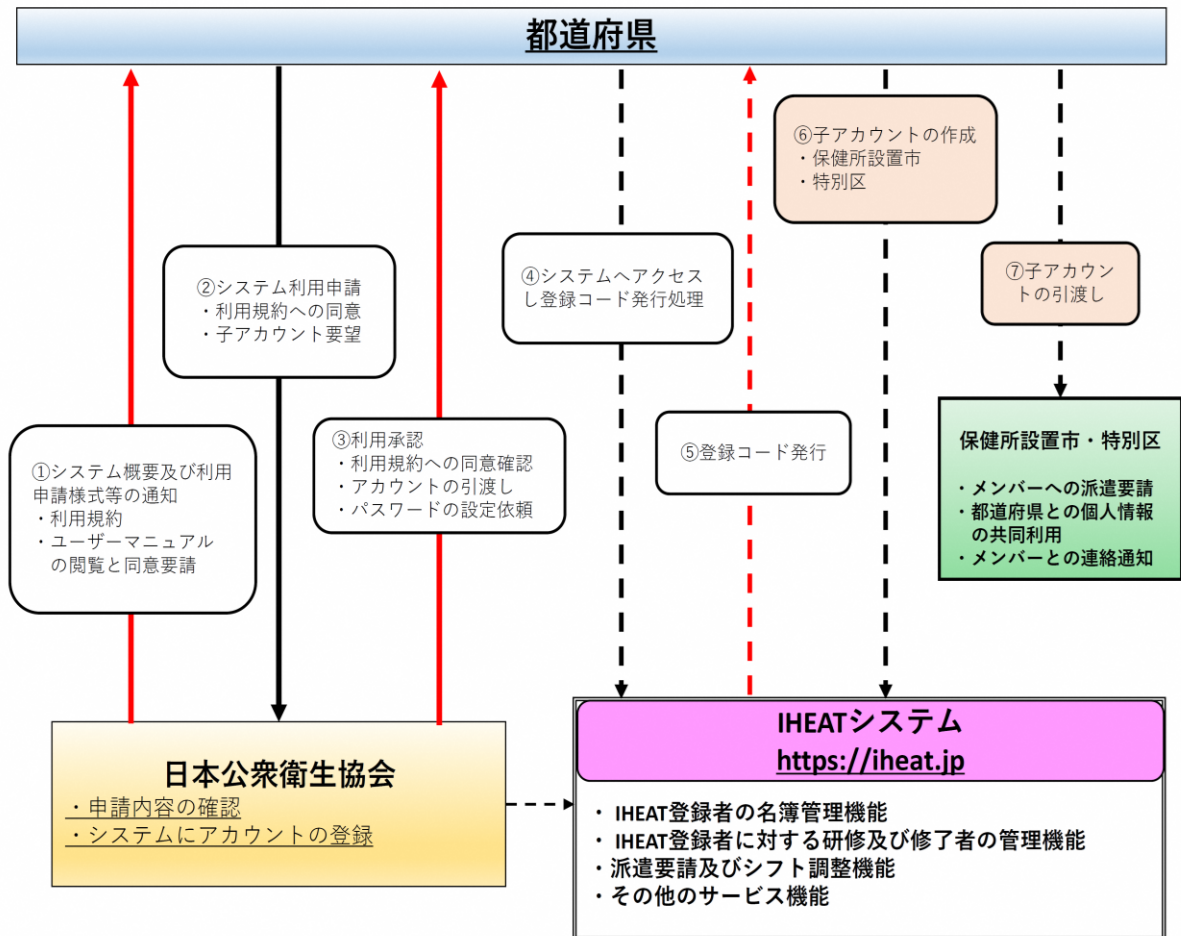
8. その他

システムの概要は別添「IHEAT 都道府県向けマニュアル（初版）」をご参照ください。

（※マニュアルは内容の変更を行うことがあります。最新のものシステムからご覧いただけます。）

(参考)

都道府県におけるIHEATシステム利用の流れ



【システム利用の流れ】

- ① 都道府県あてシステム概要及び利用申請通知
- ② 都道府県から協会あてシステム利用申請
- ③ 利用承認
- ④ システムへアクセスし登録コード発行処理
- ⑤ 登録コード発行
- ⑥ 子アカウント作成
- ⑦ 子アカウントの引き渡し（保健所設置市、特別区）